

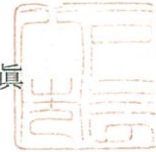


特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

青森県八戸市城下一丁目1番9号
八戸通運株式会社
代表取締役 高林 秀典

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

八戸市長 小林 眞



許可の年月日 平成30年11月21日

許可の有効年月日 平成35年8月19日

1. 事業の範囲

積替え又は保管の有無

有り (廃PCB等 PCB汚染物 PCB処理物に限る。)

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類)

廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの)

廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの)

感染性産業廃棄物

廃PCB等

PCB汚染物

PCB処理物

廃水銀等

銻さい (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物又は砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

ばいじん (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物又は砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン又はベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)

汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃酸 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ又はベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃アルカリ (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ又はベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)

(裏面に続く)

(裏面)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地	特別管理産業廃棄物の種類	面積	保管上限	高さ
青森県八戸市大字長苗代字下亀子谷地 28番12	廃PCB等 PCB汚染物 PCB処理物	46.2㎡	28.8 t	—

3. 許可の条件
無し

4. 許可の更新又は変更の状況

平成5年8月23日 新規許可
平成10年8月20日 更新許可
平成10年9月11日 変更許可
平成15年8月4日 書換え
平成15年8月20日 更新許可
平成19年11月7日 変更許可
平成20年8月8日 変更許可
平成20年8月20日 更新許可
平成20年12月3日 書換え
平成21年7月14日 書換え
平成23年2月7日 変更許可
平成25年11月8日 更新許可
平成27年11月18日 変更許可
平成28年10月12日 変更許可
平成29年7月14日 書換え
平成30年10月26日 更新許可

事業範囲の変更許可により、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類に「PCB処理物」を追加し、積替え又は保管を行うすべての場所のうち青森県八戸市大字長苗代字下亀子谷地28番12において積替え保管を行う特別管理産業廃棄物の種類に「PCB処理物」を追加

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

(以下余白)